

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日に当り、その翌日)

◇ 告 示

生活保護法による医療機関の指定
保険医療機関の指定

目 次

- 国民健康保険法による療養取扱機関として申出の受理があつたものとみなされるもの
- 国民健康保険法によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出の受理
- 国民健康保険医等として登録があつたものとみなされるもの
- 豚等の移入の禁止
- 豚等の移入の一部変更
- 保安林予定森林の一部変更
- 土地収用法による事業の認定(二件)
- 都市計画の変更
- 開発行為に関する工事の完了(二件)
- 都市計画事業の認可
- 鳥取県立学校管理規則の一部を改正する規則
- 鳥取県立高等学校募集生徒数

告 示

鳥取県告示第千六百六十五号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、生活保護法施行規則(昭和二十五年厚生省令第二十一号)第十二条の規定により告示する。

昭和五十五年十二月十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
よろず医院	鳥取市美萩野二丁目一八番四号	昭和五十五年十二月三日

鳥取県告示第千六百六十六号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第二条の規定により告示する。

昭和五十五年十二月十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
瀧田小児科医院	鳥取市湖山町北四丁目八八 一	昭和五十五年十二月六日
清水内科医院	鳥取市吉方町一丁目四三七	昭和五十五年十二月九日
聖園ペビーホ ム診療所	米子市旗ヶ崎七四〇	昭和五十五年十二月一日
井奥産婦人科医 院	倉吉市仲ノ町七七〇	昭和五十五年十二月六日
岸 齒 科 医 院	鳥取市末広温泉町二六三	昭和五十五年十二月十二日
川西齒科医院	倉吉市西倉吉町二一	昭和五十五年十二月一日
よろず医院	鳥取市美萩野一丁目一一八一 四	昭和五十五年十二月三日
民本医院	米子市旗ヶ崎三九四一四	"

鳥取県告示第千六百六十七号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十七条に規定する療養取扱機関として同条第三項の規定により申出の受理があつたものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十五年十二月十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

療養取扱機関名	所 在 地	申出の受理の年月日
庄内出張診療所	西伯郡名和町大字高田一〇九	昭和五十五年十一月一日
よろず医院	鳥取市美萩野一丁目一一八一 四	昭和五十五年十二月三日
民本医院	米子市旗ヶ崎三九四一四	"

鳥取県告示第千六百六十八号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十七条第五項の規定によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出を受理したので、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十五年十二月十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

療養取扱機関名	所 在 地	申出の都道府県名	申出の受理の年月日
庄内出張診療所	西伯郡名和町大字高田一〇九	全 国	昭和五十五年十一月一日
よろず医院	鳥取市美萩野一丁目一一八一 四	"	昭和五十五年十二月三日
民本医院	米子市旗ヶ崎三九四一四	"	"

鳥取県告示第千六百六十九号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十九条第三項の規定により同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十五年十二月十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
西元英東	鳥国医第二、五六〇号	昭和五十五年十一月四日
松尾敏和	鳥国医第二、五六一号	"
松木 勉	鳥国医第二、五六二号	"
周藤裕治	鳥国医第二、五六三号	"
謝花正信	鳥国医第二、五六四号	"
森岡伸夫	鳥国医第二、五六五号	"
林原咲子	鳥国薬第四四〇号	昭和五十五年十一月十日
隅坂千代菊	鳥国薬第四四一号	昭和五十五年十一月十四日

青 木 緑 鳥 国 薬 第 四 四 二 号

昭和五十五年十一月二十一日

鳥取県告示第千七百七十号

豚コレラ予防に関する規則（昭和二十六年七月鳥取県規則第四十五号）第一条の規定に基づき、豚、その死体又は豚コレラの病原体をひろげるおそれがある物品の移入を禁止する区域を次のとおり指定し、昭和五十五年十月鳥取県告示第八百九十九号（豚等の移入の禁止について）は、廃止する。

昭和五十五年十二月十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

茨城県、宮崎県、千葉県及び栃木県河内郡の区域

鳥取県告示第千七百七十一号

昭和五十五年十二月鳥取県告示第千百十六号（豚等の移入の禁止について）の一部を次のように変更する。

昭和五十五年十二月十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

「茨城県鹿島郡並びに宮崎県北諸郡」を削る。

鳥取県告示第千七百七十二号

保安林予定森林を変更する旨の通知を受けたので、昭和五十五年一月鳥取県告示第八号（保安林予定森林について）の一部を次のように変更する。

昭和五十五年十二月十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

(一)保安林予定森林の所在場所中「八東町大字皆原字柳五五四の一から五五四の三まで、五五五から五六一まで」を「八東町大字皆原字柳五五四の二、五五五から五五七まで、五六〇、五六一」に改める。

鳥取県告示第千七百七十三号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、同法第二十六条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十五年十二月十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 起業者の名称
名和町
- 二 事業の種類

名和町役場庁舎建設事業

三 起 業 地

1 収用の部分 西伯郡名和町大字御来屋字東堂ノ上、字岩屋畑、字西堂ノ上及び字下米ル見ヶ谷地内

2 使用の部分 なし

四 土地収用法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所

名和町役場

鳥取県告示第千七百七十四号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、同法第二十六条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十五年十二月十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 起業者の名称
大山町
- 二 事業の種類
大山町立総合文化スポーツセンター建設事業
- 三 起 業 地
1 収用の部分 西伯郡大山町今在家字東林、字大五輪及び字上原口地内

2 使用の部分 なし

四 土地収用法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所
大山町役場

鳥取県告示第千七百七十五号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第一項の規定に基づき、鹿野都市計画を変更したので、同条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

昭和五十五年十二月十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 都市計画の種類及び名称

鹿野都市計画道路

三・五・一 号 鹿野浜村停車場線

二・五・二 号 鹿野矢矯線

二 都市計画の変更に係る土地の区域

1 三・五・一 号 鹿野浜村停車場線

変更する部分

気高郡鹿野町大字鹿野字金堀、字寄田ノ二及び字寄田ノ三

追加する部分

気高郡鹿野町大字閉野字堂ノ前

2 三・五・二 号 鹿野矢矯線

変更する部分

気高郡鹿野町大字鹿野字西砂田及び大字末用字中嶋

追加する部分

気高郡鹿野町大字閉野字堂ノ前並びに大字鹿野字金堀、字下岩田、

字上岩田及び字東砂田

削除する部分

気高郡鹿野町大字鹿野字寄田ノ一、字寄田ノ二、字寄田ノ三、字寄

田ノ四、字紺屋町、字観音寺前、字桑木原、字小屋根頭、字玉泉及

び字雲龍寺前

三 縦覧場所

鳥取市東町一丁目二二〇

鳥取県土木部都市計画課

鳥取県告示第千七百七十六号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十五年十二月十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十三年九月二十日 鳥取県指令受都計第二百五十二号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市覚寺字水取山(二工区)

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市湖山町九七五―二

日建工業株式会社

代表取締役 田 中美 春

鳥取県告示第千七百七十七号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十五年十二月十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十四年九月十二日 鳥取県指令受都計第二百七十九号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市吉成(一工区)

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市田園町四丁目三六〇

エヌ・ケイ・テイ興産株式会社

代表取締役 満 倉 淳 吉

鳥取県告示第千七百七十八号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定に基づき、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十五年十二月十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 施行者の名称

米子市

二 都市計画事業の種類及び名称

米子境港都市計画公園事業 第二・二・二十七号青木団地四号公園

三 事業施行期間

昭和五十五年十二月十九日から昭和五十六年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分 米子市青木字道ノ下地内

使用の部分 なし

教育委員会規則

鳥取県立学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十五年十二月十九日

鳥取県教育委員会委員長 金 田 要

鳥取県教育委員会規則第十一号

鳥取県立学校管理規則の一部を改正する規則

鳥取県立学校管理規則(昭和五十一年四月鳥取県教育委員会規則第九号)の一部を次のように改正する。

別表の一の表の鳥取東高等学校の項中

「一、二六〇人」を

「一、二二八人」

に改め、同表の鳥取西高等学校の項中

「二四〇人」を

「二〇〇人」

に改め、同表の鳥取工業高等学校の項中

「金属工業科 三年 七六人」を

「金属工業科 三年 一一四人」

人」を

「金属工業科 三年 七六人」

に改め、同表の八頭高等学校の項中

「一、三八六人」を

「一、三四四人」

に改め、同表の智頭農林高等学校の項中

農 業 科	三 年	一一四人
林 業 科	三 年	一一四人
木 材 加 工 科	三 年	一一四人

を

農 業 科	三 年	三
林 業 科	三 年	三
木 材 加 工 科	三 年	三

に改め、同表の倉吉東高等学校の項中

「八八二人」

を

「八四〇人」に改め、同表の倉吉工業高等学校の項中

「二二八人」

を「一九〇人」に改め、同表の赤碓高等学校の項中

「二九四人 八〇人」を

に改め、同表の米子工業高等学校の項中

「工業化学科」

三年 「二二八人」を

「工業化学科 三年 一九〇人」

に改め、

同表の境水産高等学校の項中

海 洋 科	三 年	一一四人
食 品 製 造 科	三 年	一一四人
無 線 通 信 科	三 年	一一四人
機 関 科	三 年	一一四人

を

に改め、同表の根雨高等学校の項

海 洋 科	三 年	三〇八人
無 線 通 信 科	三 年	
機 関 科	三 年	
食 品 製 造 科	三 年	

中 「二二〇人」を「八〇人」に改める。

附 則

この規則は、昭和五十六年四月一日から施行する。

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第二十号

昭和五十六年度鳥取県立高等学校募集生徒数を次のように定める。

昭和五十五年十二月十九日

鳥取県教育委員会委員長 金 田 要

昭和五十六年度鳥取県立高等学校募集生徒数

鳥取工業高等学校	鳥取商業高等学校	鳥取西高等学校	鳥取東高等学校	高等学校名
程全日制課	程全日制課	程全日制課	程全日制課	課程名
工業学科	商業学科	家庭学科	普通学科	学 科 名
電気科 機械科	情報処 理科 經理科	家政科	普通科	募集 生徒数
七六人	四〇人	四〇人	三七八人	所 在 地
鳥取市生山一一	鳥取市湖山町北二丁目 四〇一	鳥取市東町二丁目一 二	鳥取市立川町五丁目一 一〇	

智頭農林高等学校	八頭高等学校	岩美高等学校	鳥取農業高等学校	鳥取西工業高等学 校														
程全日制課	程全日制課	程全日制課	程全日制課	程全日制課														
農業学科	家庭学科	普通学科	普通学科	農業学科														
木材加 工科 林業科	農業科	家政科	普通科	生活科	食品製 造科	園芸科	農業科	土木科	電子科	電気科	機械科	工業化 学科	建築科					
八〇人	四〇人	四二〇人	一六八人	三八人	三八人	三八人	三八人	三八人	三八人	三八人	七六人	三八人	三八人					
八頭郡智頭町大字智頭 七一一の二	八頭郡家町大字久能 寺七二五	七〇八の二	岩美郡岩美町大字浦富	鳥取市湖山町南三丁目 八四八							鳥取市湖山町北三丁目 二五〇							

倉吉工業高等学校					倉吉産業高等学校			倉吉農業高等学校				倉吉西高等学校	倉吉東高等学校	青谷高等学校	
程全日制課					程全日制課			程全日制課				程全日制課	程全日制課	程全日制課	
工業学科					家庭学科	商業学科		農業学科				普通学科	普通学科	普通学科	
土木科	工業化学科	電子科	電気科	機械科	家政科	情報処理科	商業科	生活科	畜産科	園芸科	農林科	普通科	普通科	普通科	生活科
三八人	三八人	三八人	三八人	三八人	八〇人	四〇人	八〇人	三八人		八〇人		二五二人	二五二人	二二〇人	三八人
倉吉市小田字下前田二〇四の五					倉吉市上井四三〇			倉吉市大谷一六六				倉吉市秋喜字清水二〇	倉吉市下田中六一の一	気高郡青谷町大字青谷二、九一二	

西部農業高等学校			米子工業高等学校					米子南商業高等学校	米子高等学校	米子西高等学校	米子東高等学校	赤碓高等学校	由良育英高等学校
程全日制課			程全日制課					程全日制課	程全日制課	程全日制課	程全日制課	程全日制課	程全日制課
農業学科			工業学科					商業学科	普通学科	家庭学科	普通学科	普通学科	普通学科
生活科	農芸化学科	農業園芸科	工業化学科	土木科	電子科	電気科	機械科	情報処理科	商業科	普通科	家政科	普通科	普通科
三八人	三〇人	三〇人	三八人	三八人	三八人	三八人	七六人	四〇人	二二〇人	二二〇人	八〇人	二九四人	三七八人
西伯郡淀江町大字福岡二四			米子市博労町四丁目二二〇					米子市長砂町二一六	米子市橋本字鱈縄手三〇	米子市錦町一丁目一〇三	米子市勝田町一	東伯郡赤碓町大字赤碓一九五七の一	東伯郡大栄町大字由良宿字天神尾二九一の一

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目鳥取県

【定価一部一箇月千円(送料を含む)】

(全日制課程計) 六、三二四人	日野産業高等学校		根雨高等学校		境港工業高等学校				境水産高等学校				境高等学校		
	程全日制		程全日制		程全日制				程全日制				程全日制		
	農業学科	商業学科	普通学科		工業学科				商業学科		水産学科		家庭学科	普通学科	
	生活科	農林畜産科	商業科	普通科	建築科	電子科	電気科	機械科	商業科	造食品製	機関科	無線通信科	海洋科	家政科	普通科
	三八人	三八人	四〇人	一六八人	三八人	三八人	三八人	七六人	四〇人	三八人		八〇人		四〇人	二五二人
日野郡日野町黒坂一、一〇七		日野郡日野町根雨字馬子田三一〇		境港市竹内町九二五				〇境港市中野町二、〇〇				境港市上道町八二一			

合計 六、五六二人	鳥取西高等学校		鳥取農業高等学校 美和分校		倉吉東高等学校		米子東高等学校		境高等学校	
	程(夜間) 定時制課		程(夜間) 定時制課		程(夜間) 定時制課		程(夜間) 定時制課		程(夜間) 定時制課	
	商業学科	普通学科	農業学科		普通学科		普通学科		普通学科	
	商業科	普通科	生活科	畜産科	普通科	普通科	普通科	普通科	普通科	普通科
	四〇人	四〇人	三八人	三八人	四〇人	四〇人	四〇人	四〇人	四〇人	四〇人
鳥取市東町二丁目一		鳥取市源太二		倉吉市下田中六一の一		米子市勝田町一		境港市上道町八二一		